

平成 28 年 8 月 2 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 紙谷 孝雄

実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等に対する意見

貴委員会から平成28年6月2日に公表された実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等（以下「本公開草案」という。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

（質問 1）

リスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類、分類の再判定及び会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

1. リスク分担型企業年金の分類、分類の再判定

（コメント）

企業の拠出義務が、標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク分担掛金の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類することとする提案に賛成するが、企業が掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないと判断する際の判断基準を明確化することをご検討頂きたい。

（理由）

リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類することとしているが（本公開草案第 3 項）、どのような基準により企業が掛金相当額の他に拠出義務を負っていないと判断されるのかの記載はなく、判断が分かれることが考えられる。例えば、企業が追加的に拠出義務を負う要因として、年金規約、社内規程、労使の覚書、パンフレット、説明資料等が考えられるが、このような規約以外の文書による義務が追加的な拠出義務に該当し、確定拠出制度には分類され得るか否かを明らかにすることが望まれる。

なお、分類の再判定は新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度行うこととされてお

り（本公開草案第 5 項）、規約以外の文書を改訂した場合には分類の再判定は行わないことを前提としているように感じられる。しかし、分類にあたり規約以外のものによる義務も追加的な拠出義務に該当する場合があることに照らせば、例えば、制度導入後に、財政状態が悪化したら規約を改訂して掛金を見直す旨の労使合意がなされる場合など、規約の改訂以外で分類の再判定が必要になるケースも考えられるため、分類の再判定に係る記載も見直すことが考えられる。

（質問 2）

退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当するという提案に同意しますか（退職給付制度の終了として、移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上するため、当該特別掛金相当額の総額が移行前の退職給付に係る負債を上回る場合は、移行時に当該超過分に係る損失が生じることとなります。）同意しない場合は、その理由をご記載ください。

2. 退職給付制度間の移行に関する取扱い

（コメント）

確定給付制度に分類される退職給付制度から確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当するという提案に同意する。

（理由）

リスク分担型企業年金制度が確定拠出制度に分類される場合、確定給付制度に分類される退職給付制度からの移行は退職給付制度の終了に該当することは、退職給付制度の終了の定義からも明らかである（制度移行適用指針第 4 項）。また、リスク分担型企業年金への移行時における特別掛金は、その後、見直しは行われず、確定していると考えられるが、仮に、退職給付制度の終了として処理しない場合には、確定した特別掛金が移行時点の特別掛金が負債計上されないこととなり、適当ではないと考えられる。

（質問 3）

退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 4)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

コメントなし。

以上